

2021年7月16日

## 一時帰国時の新型コロナウイルスワクチン接種事業の予約開始について(新型コロナウイルス関連)

- 一時帰国の際に希望する海外在留邦人の方々を対象に本年8月1日からワクチン接種事業が開始されることに伴い、7月19日正午(日本時間)から、本事業のインターネット予約の受付が開始されます。
- 本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をしていただくようお願いします。
- 特設サイトのリンクは、7月19日正午(日本時間)から外務省海外安全ホームページに掲載されますので、下記URLからご確認下さい。

外務省海外安全ホームページURL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

1 本事業は以下の条件を全て満たす方が対象となりますのでご注意ください。

- (1) 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有し、日本国内のワクチン接種事業の対象外となっている日本人、又は再入国許可により日本への入国資格を有する出国中の外国人の方  
(具体的な対象の範囲は上記外務省HPの特設ページでご確認ください。)
- (2) 日本国内に住民票を有していない方
- (3) 接種を受ける日に12歳以上である方

2 本事業の詳細について

- (1) 接種の場所は、成田空港(第1及び第2ターミナル)及び羽田空港(第3ターミナル)の空港制限区域外に設置される特別会場となります。
- (2) 本事業に伴う日本への渡航費、滞在費は自己負担となります。(接種費用は無料)
- (3) 本事業で接種するワクチンは、ファイザー製のワクチンとなります。
- (4) 接種後に疾病や障害が生じた場合で、これらが本事業でのワクチン接種による健康被害であることが厚生労働大臣により認可された場合、予防接種法のB類疾病の定期接種と同等の給付が行われます。この場合、現在市町村が実施している臨時接種において健康被害が認定されたときよりも給付水準は低くなります。予防接種法のB類疾病の定期接種で健康被害が認定された場合の給付額については以下のリンクをご参照下さい。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/kyuufu.pdf>
- (5) 本事業においても、ワクチン接種証明書を発行することを想定しており、希望する方は、外務省に申請いただくことで証明書が発行されます。(詳細は外務省海外安全ホームページをご参照下さい。)

3 注意事項

- (1) 海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。
- (2) 現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。
- (3) 住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体によるワクチン接種に関する案内をご参照ください。
- (4) 本事業は2022年1月上旬終了予定ですので、希望される方は計画的な準備をお願いします。

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

代表電話:+998-78-120-8060

緊急用携帯電話 : +998-91-162-5009

メール:[ryouji@ts.mofa.go.jp](mailto:ryouji@ts.mofa.go.jp)

ホームページ:[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

以上